

岩手県告示第303号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和7年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和7年5月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	繫字舘市、塗沢、湯ノ舘、水沢及び萩内沢の各一部
宮古市	臺目第7地割から第9地割まで、川内第3地割から第5地割まで、夏屋第6地割及び第7地割、田老字鈴子沢及び字日影、夏屋第4地割の一部並びに田代第13地割から第17地割までの各一部
北上市	口内町中野及び森の一部
遠野市	土淵町栃内1地割及び7地割、附馬牛町東禅寺4地割の一部並びに上附馬牛17地割の一部
釜石市	大字平田第5地割及び第6地割の各一部、唐丹町字小白浜の一部、橋野町第23地割及び第24地割並びに唐丹町字桜峠
奥州市	江刺梁川字落合
滝沢市	湯舟沢及び大石渡の各一部
金ヶ崎町	西根の一部
大槌町	大槌第4地割、金沢第4地割及び第6地割、大槌第6地割の一部並びに金沢第3地割の一部
山田町	豊間根第1地割、第3地割、第4地割、第5地割、第7地割、第13地割、第14地割及び第20地割の各一部、豊間根第6地割並びに山田第3地割、第4地割及び第14地割の各一部

2 調査期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで